

青梅市木造住宅耐震改修補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、木造住宅の耐震性の向上を図るために所有者が実施する耐震改修工事に要する経費の一部を補助することにより、地震時における住宅の安全性を高め、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 青梅市木造住宅耐震診断補助金交付要綱（平成23年4月1日実施。以下「耐震診断補助要綱」という。）第2項第1号に規定する耐震診断をいう。
- (2) 耐震改修 耐震診断の結果にもとづき地震に対する安全性の向上を目的として行う住宅の改修等であって、建築工事業の許可を受けた者が行うものをいう。
- (3) 軸組工法 耐震診断補助要綱第2項第3号に規定する軸組工法をいう。

3 補助対象

補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 耐震診断補助要綱第3項に該当する住宅で、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法または精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）による診断の評点が1.0未満の住宅で、改修後の評点が1.0以上となることを確認した住宅
- (2) 耐震改修が建築基準法（昭和25年法律第201号）および建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の規定に違反していないもの

4 補助対象者

- (1) 補助金の交付を受けられることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件をすべて満たす者とする。ただし、青梅市空家等活用支援事業補助金交付要綱の補助を受けられる場合は、ア、ウおよび

エを除く。

ア 市内に住所を有する者

イ 補助対象住宅を所有する者。ただし、補助対象住宅の所有権が共有の場合は、共有者の全員によって合意された代表者とする。

ウ 補助対象住宅に自ら居住する者

エ 個人

(2) 前号に規定する補助対象者（共有の場合は、共有者全員とする。）は、市に納付すべき市税および国民健康保険税（以下「市税等」という。）で、納期が到来している市税等を完納していなければならない。

5 補助金の交付額

補助金は、予算の範囲内において、耐震改修に要する費用の額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その総額が100万円を超えるときは100万円とする。

6 補助の限度

補助金の交付は、補助対象住宅1棟に対し、1回限りとする。

7 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、青梅市木造住宅耐震改修補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

(1) 耐震改修計画書（行程表含む。）および見積書の写し

(2) 補助対象住宅であることが確認できる書類

(3) 補助対象住宅の所有者が確認できる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

8 補助金の交付決定

市長は、前項に規定する申請書が提出されたときは、遅滞なく申請書および関係書類の内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、青梅市木造住宅耐震改修補助金交付決定通知書（様式第2号）または青梅市木造住宅耐震改修補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

9 耐震改修の施工等

(1) 耐震改修の契約は、前項に規定する補助金の交付決定後に締結しな

ければならない。

(2) 耐震改修の施工に当たっては、建築基準法第2条第1項第11号に規定する工事監理者に工事監理を行わせなければならない。ただし、耐震改修を行う施工業者に所属する者を除く。

(3) 耐震改修は、第14項第2号の規定による補助金の交付が、第7項に規定する交付申請を行った日の属する年度の末日までに完了するよう、遅滞なく終了させなければならない。

10 耐震改修の変更

(1) 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、次に掲げる耐震改修の内容を変更するときは、青梅市木造住宅耐震改修補助金変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助金の額に変更が生ずるとき。

イ 申請内容に大幅な変更が生ずるとき。

(2) 補助決定者は、前号アおよびイに掲げる以外の耐震改修の内容を変更するときは、青梅市木造住宅耐震改修補助金変更届出書（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

(3) 市長は、第1号に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、青梅市木造住宅耐震改修補助金変更承認通知書（様式第6号）により、補助決定者に通知するものとする。

(4) 補助決定者は、耐震改修の内容を変更する場合、改修後の評点が1.0以上となることを確認できる書類を提出しなければならない。

11 耐震改修の中止

(1) 補助決定者は、事情により耐震改修を中止するときは、青梅市木造住宅耐震改修補助金中止届出書（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

(2) 前号による届出があった場合は、当該補助金の交付決定はされなかったものとみなす。

12 検査

(1) 市長は、必要があると認める場合は中間検査の工程を指定し、検査を実施することができる。

(2) 補助決定者は、前号に規定する検査に協力しなくてはならない。

- (3) 市長は、第1号に規定する検査を行った結果、耐震改修工事が適切に行われていないと認める場合には、耐震改修工事を適切に行うよう補助決定者、工事施工者または工事監理者に指導するものとする。

13 完了報告

補助決定者は、耐震改修が完了したときは、青梅市木造住宅耐震改修完了報告書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震改修費用明細書または契約書の写し
- (2) 耐震改修費用の領収書の写し
- (3) 建築確認申請を行った場合は検査済証の写し
- (4) 工事施工結果報告書（工事施工前後の写真含む。）
- (5) 工事監理報告書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

14 補助金の交付請求等

- (1) 補助決定者は、前項の規定による報告後、速やかに青梅市木造住宅耐震改修補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前号に規定する請求があったときは、遅滞なくその内容を審査し、青梅市木造住宅耐震改修補助金交付額確定通知書（様式第10号）により補助決定者に通知するとともに、補助金を補助決定者に交付するものとする。

15 交付決定の取消しまたは返還

市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付が決定されている補助金の全部または一部を取り消すことができる。なお、補助金の交付決定の全部または一部を取り消したときは、青梅市木造住宅耐震改修補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により通知するものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 第12項第3号に規定する指導に従わないとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

16 補助金の返還

市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合におい

て、当該取消しにかかる補助金がすでに交付されているときは、その全部または一部について、期限を定めてその返還を命ずることができる。

17 安全性に関する指導

市長は、補助決定者に対して、補助対象住宅の地震に対する安全性の向上を図るための指導および助言をすることができる。

18 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

19 実施期日等

- (1) この要綱は、平成23年4月1日に実施する。ただし、令和4年3月31日限り、その効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

20 経過措置

- (1) この要綱の一部改正は、平成24年4月1日から実施する。
- (2) この要綱の一部改正は、平成24年7月3日から実施し、同年4月1日から適用する。
- (3) この要綱の一部改正は、平成28年4月1日から実施する。
- (4) この要綱の一部改正は、平成31年4月1日から実施する。
- (5) この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から実施する。

様式第1号（第7項関係）

青梅市木造住宅耐震改修補助金交付申請書

年 月 日

青 梅 市 長 殿

申請者 住所
氏名
電話番号

青梅市木造住宅耐震改修補助金交付要綱にもとづく補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

補助申請金額		円（改修費用予定額 円）		
建築物	所在地	青梅市		
	用途			
	所有形態			
	構造		規模	地上階・地下階
	面積	延べ床面積	㎡（うち住宅部分 ㎡）	
	耐震診断	年 月		
	工事施工者・監理者	・		
	改修工事概要			
耐震改修予定期間	改修開始	年	月	日（予定）
	改修終了	年	月	日（予定）
添付書類	1 耐震改修計画書(行程表含む。)および見積書の写し 2 補助対象住宅であることが確認できる書類 3 補助対象住宅の所有者が確認できる書類 4 その他（ ）			

なお、この申請に当たり、申請内容、税情報等について、調査および確認することに同意します。

（共有の場合は、連記して下さい。）

様式第2号（第8項関係）

第 号
年 月 日

様

青梅市長

青梅市木造住宅耐震改修補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった耐震改修補助金については、
下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額

円

2 補助対象住宅

所在地 青梅市

3 補助金交付の条件

青梅市木造住宅耐震改修補助金交付要綱の規定を遵守すること。

以上

様式第3号（第8項関係）

第 号
年 月 日

様

青梅市長

青梅市木造住宅耐震改修補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった耐震改修補助金については、
下記の理由により交付しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 補助対象住宅
所在地 青梅市
- 2 不交付決定の理由

以 上

様式第4号（第10項関係）

青梅市木造住宅耐震改修補助金変更申請書

年 月 日

青 梅 市 長 殿

申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付けで申請した青梅市木造住宅耐震改修補助金にかかる耐震改修について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

- 1 補助対象住宅
所在地 青梅市
- 2 申請の区分
変 更（第10項第1号）
- 3 変更の内容および理由
(内容)

(理由)

様式第5号（第10項関係）

青梅市木造住宅耐震改修補助金変更届出書

年 月 日

青 梅 市 長 殿

申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付けで申請した青梅市木造住宅耐震改修補助金にかかる耐震改修について、下記のとおり変更するので届け出ます。

記

- 1 補助対象住宅
所在地 青梅市
- 2 申請の区分
変 更（第10項第2号）
- 3 変更の内容および理由
(内容)

(理由)

様式第6号（第10項関係）

第 号
年 月 日

様

青梅市長

青梅市木造住宅耐震改修補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった青梅市木造住宅耐震改修補助金にかかる耐震改修の変更については、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 補助対象住宅
所在地 青梅市
- 2 承認の区分
変更（第10項第1号）
- 3 変更の内容および理由
(内容)

(理由)

以上

様式第7号（第11項関係）

青梅市木造住宅耐震改修補助金中止届出書

年 月 日

青 梅 市 長 殿

申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付けで申請した青梅市木造住宅耐震改修補助金にかかる耐震改修について、下記のとおり中止するので届け出ます。

記

- 1 補助対象住宅
所在地 青梅市
- 2 申請の区分
中 止（第11項第1号）
- 3 中止の理由
（理由）

様式第8号（第13項関係）

青梅市木造住宅耐震改修完了報告書

年 月 日

青 梅 市 長 殿

申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で青梅市木造住宅耐震改修補助金交付決定を受けた木造住宅の耐震改修が、下記のとおり完了したので関係書類を添えて報告します。

記

1 補助対象住宅

所在地 青梅市

2 耐震改修期間

改修開始日 年 月 日

改修終了日 年 月 日

3 工事施工者

施工者名

住 所

電話番号

4 添付書類

- (1) 耐震改修費用明細書または契約書の写し
- (2) 耐震改修費用の領収書の写し
- (3) 建築確認申請を行った場合は検査済証の写し
- (4) 工事施工結果報告（工事施工前後の写真含む。）
- (5) 工事監理報告書
- (6) その他（)

様式第9号（第14項関係）

青梅市木造住宅耐震改修補助金交付請求書

年 月 日

青 梅 市 長 殿

申請者 住所
氏名
電話番号

青梅市木造住宅耐震改修補助金交付要綱第14項第1号の規定にもとづき、下記のとおり耐震改修補助金を請求します。

記

1 請求金額

_____円

2 振込口座名

銀行

金融機関名 _____ 信用金庫 _____ 支店

信用組合 (普通・当座)

農業協同組合

口座番号 _____

ふりがな
口座名義人 _____

様式第10号（第14項関係）

第 号
年 月 日

様

青梅市長

青梅市木造住宅耐震改修補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで耐震改修補助金交付請求のあった耐震改修費補助金については、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

1 補助金額

円

2 補助金の交付方法

補助金交付請求書に記載されている口座に振り込みます。

以上

様式第11号（第15項関係）

第 号
年 月 日

様

青梅市長

青梅市木造住宅耐震改修補助金交付決定取消通知書

青梅市木造住宅耐震改修補助金交付要綱第15項の規定にもとづき、
下記のとおり補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、補助金の
返還を命じます。

記

- 1 取消しの範囲
- 2 取消しの理由
- 3 返還額
- 4 返還期限

以上